

本号の内容

5月30日（月）学長・学務局長協議報告：学長・学務局長に学事日程再変更を要請

大東文化大学教職員組合四役緊急声明 2011. 6. 10

環境創造学部における犯罪行為に思う：事件の徹底的検証のために（4）

学園・大学当局に事件関係者の責任・処分問題への徹底的な取り組みを求める

春闘：回答未だ示されず

未払い！計画停電時の給与(休業補償)について

私学助成増額請願署名にご協力を！

5 月 30 日（月）学長・学務局長協議報告

学長・学務局長に学事日程再変更を要請

5 月 30 日（月）17:00 から 19:30 まで、学長（会議のため途中退席）、学務局長と組合との協議が行われました。管理部長、管理課長が関係課題の説明のために同席しました。以下、簡単ながら協議内容をご報告いたします。

1. 学事日程について

申入れ事項 計画停電や熱中症患者の発生等の不測の事態に備え試験期間を含めて 8 月 6 日で前期終了にできないか検討願いたい（他大学では、5 月 6 日に授業を開始し、8 月 6 日に前期終了としているところもある）。

回答 現段階では「学長の個人的見解」としつつ、「学事日程を再度変更するのは困難である」との見解が太田学長より示された。その上で、各教員に、停電等により授業時間数が短縮せざるを得なかった場合の措置（レポート課題等）の準備をお願いする予定である。また、ボランティア等に参加した学生に対する配慮をお願いしたいとのことであった。

2. 計画停電への対応と節電について

申入れ事項 計画停電、節電に対する対応が場当たり的であり、停電に関するシミュレーションを行い、停電時の対応についての具体的な提案（例えば、図書館、各事務室、教室ごとそれぞれに）教学上の優先順位に応じてきめ細かくすべきである。

回答 管理部からの回答は主として節電対策に関するもので、照明の間引き、空調の温度設定（28 度）、グリーンカーテンの設置、体育館の退出時間の設定等で 15%の節電を実現できるよう努力するというものであった。なお図書館が 20:00 閉館になっていたことに関しては、電力使用のピーク時にもかからないことから、6 月 1 日より平日 20:30 閉館（従来どおり）に戻すとのことであった。教室使用についても、延長願いが提出された場合、従来通り 21:00 までの使用を認めるとのことであった。

3. 防災体制の構築に向けて

申入れ事項 避難経路及び避難場所が掲示されたことは評価しうるが、校舎内のハザードマップの作成、防災無線等の設備及び食料・水等の物資の備蓄をさらに進めていくべきである。また、地震等への対応に不慣れな外国人留学生への配慮を含め、防災訓練を充実していく必要がある。

回答 管理部からは、①板橋校舎の場合、交流の杜が一時避難場所となっているが、ここの定員がオーバーとなった場合及びその他状況に応じて、統括責任者(管理部長)の指示で正門を出て赤塚公園に避難すること(教室等から交流の杜までの誘導は各教職員が行う。なお赤塚公園までの経路は板橋区により指定されている)、②学内の非常時の情報の伝達方法に関しては、警備室及び図書館地下に放送室があってそこを通じて放送されること、警備室に関しては、自家発電装置(200kw 相当)のものが設置されていること、③構内の物資の備蓄に関しては、板橋校舎:水(500ml)×9600 本 携帯食料×6000 個 東松山校舎:水(500ml)×18000 本 携帯食料×8000 個 その他各校舎に保温シートが備蓄してあること、④救急体制については、学内の校医が第一対応し、とくに症状が重篤な場合には、災害時優先電話(学内に3回線)により病院等に連絡すること、これに関連して、⑤防災体制に関しては、衛星電話の設置の検討、公衆電話の再設置の検討を行っていくこと、総合防災訓練を消防署の指導の下に行っていくこと(7月中を予定)、新入職員に関しては全員に研修を受けさせ、防火・防災担当者を増員中であることの回答があった。外国人留学生等に対しては既に留学生対象の防災訓練を実施しているが、国際交流センターとの連携を進めたいとのことであった。また、古川学務局長より、各部署より意見を出してもらい、緊急時の本部の設置等(なお現在これに関する規程は存在しない)、現在危機管理体制を執行部で検討中であり、今年度中には結論を出すとのことであった。

4. 非常勤講師の健康診断について

申入れ事項 非常勤講師、特に本務校を持たない非常勤講師が健康診断を受診できるようにしてほしい。

回答 古川学務局長より、各大学の対応の仕方を検討し(例えば、私学共済の短期加入等)、費用面等を考慮に入れた上で、実現可能性を検討したいとの回答があった。

5. 東松山所属教員の定期試験監督業務の負担公平化

申入れ事項 昨年度、山崎前学務局長との確認事項では、この問題を検討していくとのことであったが、その後どうなったか。また、負担の公平化に向けた対応を求めたい。

回答 古川学務局長より、前任者からの特段の申し送りは受けていないものの、協議の場で執行委員から示されたいいくつかの改善提案を含め今後検討を続けていきたいとのことであった。

以上、ご報告といたします。学事日程についての学長協議当日の学長見解は再編に消極的なものでしたが、喫緊の課題に適切な対応がなされることを切に望みます。また、災害等緊急時の対応についての組合執行委員からの質問に対する管理部の回答は、「その場その場で判断するしかない」との表現に留まるものが多く、多様な事態に適切に対応するために立ち戻るべき原理原則の徹底も、細部に踏み込んだ検討や多種のシミュレーションも、今後の課題であることがうかがわれました。危機管理体制整備を早急に進捗させることが望まれます。

このほかに、外国語学部セクハラ問題、ある学部における教育職員の労働環境の問題を採り上げましたが、詳細のご報告は別の機会に譲ります。

(H. S, M. R)

大東文化大学教職員組合四役緊急声明 2011. 6. 10
環境創造学部における犯罪行為に思う：事件の徹底的検証のために（4）

学園・大学当局に事件関係者の責任・処分問題への 徹底的な取り組みを求める

大東文化大学教職員組合 執行委員長 沼口 博
副委員長 美留町 義雄
書記長 前田 理佳子
書記次長 堀川 信一

1. 声明を発するにあたって一組合の基本的スタンスー

組合は領収書偽造に関わる情報を入手して以来、大学自治の一翼を担う立場から、大学が自らに寄せられた社会的信用に応え社会的責任を十分に果たすよう、大学・学園当局に疑惑の真相究明と責任の所在の明確化を一貫して要求してきた。具体的な内容について学内構成員に対する説明が一切なされていないという重大な問題はここでは措くが、学園当局は「不正経理処理等問題検証・再発防止検討委員会」を設置して検証作業を進め、ようやく本年5月、文科省に報告書を提出する運びとなった。ところが、各教授会等において伝えられたところによれば、関係者に対する処分を求める文科省の態度はことのほか厳しく、提出予定日に先立って、事件の関係者に対する処分について記していない限りは報告書を不受理とするとの通告がなされ、学園は報告書の提出を延期せざるを得なかったという。

被疑者逮捕により、犯罪行為そのものについては今後司直の手に委ねられるが、学園・大学においては文科省への報告書再提出に関連して「事件の関係者」それぞれの責任を明確にし、その責任に応じて必要な処分を下すという問題が、現在、全学で取り組むべき緊急の課題として提起されている。ちなみに今回の被疑者逮捕に付随して、「大学広報担当者は今後『事件関係者の処分を行う』と述べた」という趣旨の報道もすでになされている。組合はこれまでも大学・学園による内部調査の問題点とそれに関わる責任の所在について『桐』で見解を示してきたが、処分問題が差し迫った課題となったことを承け、改めて組合としての見解をここに表明する。

被疑者逮捕を報じた各種の報道において、大学・学園による「調査の遅れ」が指摘されたことは、犯罪によって大きく損なわれた大学・学園の社会的信用をさらに失墜させるものであり、早急な解明と告発を大学・学園当局に求めてきた組合として残念きわまりない。かつてアルゼンチン債の50億円損失により財政上甚大な損失があった際にも、理事会には誰一人責任をとる者がおらず、私学経営者の間に大きな驚きをもたらした。しかし、本学の執行部に無責任体制の伝統があるとは思いたくない。今回の事案では、財政管理の問題のみならず、自治の主体としての大学の信用が著しく失墜したことにおいて、さらに事態は深刻である。失われた信用をいくばくかでも回復するためには、最低限、自らの手で「調査の遅れ」の原因ないし背景とそれに関わる責任の所在を明確にし、学生と社会への説明責任を果たす以外の道はない。

組合員の生活と権利を守ることを第一の本義とする組合としては、一般に懲戒処分を学園当局に求めることには躊躇いを覚えるが、本件のような悪質な犯罪行為を、故意または重大な過失（判断上の重大な過誤を含む）により黙過した者に厳正な処分を行うことこそが、文科省との関係においてはともかく、この間に傷ついた教育機関としての信頼を回復するうえで不可欠であると考え、あえて学園・大学当局に事件関係者の責任・処分問題への徹底的な取り組みを求めるものである。社会および学生からの信頼をとりもどすことが何よりも優先されることを組合として心から願う。

2. 責任を明確にすべき関係者の範囲

組合は、学園によるこの間の調査の遅れに関し、以下の範囲の関係者についてその責任を明確にすべきであると考え。そして学園・大学当局は、文科省への報告書で事件関係者の責任と処分について明記するのであれば、事前にその事実関係と基本的な考え方について全学構成員に対して説明すべきであると考え。文科省宛報告に記載することによって、関係者の責任の範囲と処分内容をいわば既成事実とし、それを全学構成員に事後了承するよう強制することは許されない。

(1) 2009 年夏に設置された学園調査委員会メンバー

とくに報告書作成において、事態収拾を正当化しようとしたと受け取れる書き方（『桐』1038号参照）に対して。

(2) 前執行部の最高責任者（理事長、前学長）

理事長は 2009 年 12 月文科省宛報告の責任者であった。また、領収書偽造の事実が確定された後も環境創造学部D元学部長を調査委員会メンバーに留めたことに対して責任を負う立場にある。前学長は「実害なし」と言明して調査に「消極的姿勢」を示してきた。（両局長は前項(1)メンバーとして別に最大の責任を負うべきものである。）

(3) 2009 年 12 月当時の理事会メンバー

文科省宛報告を承認したことに対して。ただし、各個人の対応に違いはあるにせよ、理事会の中でも常務審議会メンバーの責任はより大きいと言わなければならない。

(4) 2009 年 11～12 月に監査を行った学内監査委員会

組合は 2011 年 3 月 29 日の団体交渉において、環境創造学部新入生キャンプ残金の使途に関する監査報告書の開示を学園側に求めたが、未だ果たされていない。監査報告書の内容によっては監査委員も責任を免れない以上、その開示が早急になされることを改めてここで要求する。

(5) 環境創造学部教授会メンバーの責任について

一連の不正経理に対して教授会が全体として責任を負うことは言うまでもない。学科予算の使途と新入生キャンプの残金処理および物品管理について、管理運営機関としての教授会はあまりに無責任な姿勢をとっていた。そうした姿勢が被疑者の長年にわたる犯罪行為の温床となっていたのであり、これに対し教授会構成員はその責任を免れることはできない。この点で教授会は自発的に責任の取り方を明確にすべきである。研究費の減額、俸給の一部返上など、自らの決断において行う機会を逸するべきではない。

しかし他方、2009 年 2～3 月に不正経理の疑惑解明に向かう端緒を開き、このたび逮捕された被疑者の責任をこの間追及してきた一部の教員を、他の多数の教員と同列に扱うことは妥当でない。むしろ、「学部教授会の自治」の名の下いわば「閉ざされた」空間において、少数ながら疑惑の声を上げた教員に対しては、その功績をこそ認めるべきである。領収書偽造の事実を指摘して真相解明を求めた者と、理由はともあれ、疑惑を不問に付すことを主張し、あるいはそれに賛同した者とを区別しないまま、問題の棚上げを決定した教授会の姿勢について教授会メンバー全員の連帯責任とする考え方は、個々人の主体的責任を曖昧にするものであり、強く退けられなければならない。この観点から、組合はこれまでに得た情報に基づき、最低限、次の範囲の教員についてそれぞれの責任を明確にすべきであると考え。

(a) 2010 年 3 月に退職したD元学部長

すでに退職しているため、処分はできない。しかし責任は関係者の中で最も重いことを明確にしなければならない。学部長としての職務怠慢を認め、退職金一部返還を求める等の処置が必要である。

(b) 2009～2010 年度の K 学科主任

2009 年 2～3 月に新入生キャンプ残余金問題の監査、次いで新入生キャンプ残余金問題調査委員会メンバーを務め、その後さらに学科主任として領収書偽造問題の審議において中心的役割を果たした点で、大きな責任を負う。

(c) 2009 年 3 月に設置された新入生キャンプ残余金問題調査委員会メンバー

すでに領収書偽造が指摘されていたにもかかわらず、これについて調査することなく、被疑者の疑惑を否定した報告を行った不作為の責任を明確にすべきである。

*なお付言すれば、被疑者による学科予算の不正使用を可能にした教授会の姿勢に関しては、学部

運営の最高責任者たる歴代学部長の責任も問われなければならない。この点を考えると、かつての学部長経験者 H 氏が事件発覚後もなお学園監事の職に留まっていることは、監事の責務が執行部の業務が適正に行われているか否かを監査することにある

以上、本人の感覚のみならず、それを黙認している理事会の姿勢をも疑わせるに十分である。

3. 懲戒処分の手続きと処分決定機関について

上記の範囲の者について責任が確定されたとすれば、その軽重に応じて何らかの処分が下されなければならない。しかし今回の上記の者の処分については厄介な問題が生じる。懲戒に至る手続きと審査・決定機関に関わる問題である。現行の就業規則は、理事長の付託に基づき、教員については所属する学部教授会、職員については懲戒審査委員会がそれぞれ行う旨定めている。しかし、今回のように、同一事案であるにもかかわらず、たとえば上記 2-(1)の学園調査委員会メンバーのように、複数学部にわたる教員と職員が想定される処分対象者となる場合、それぞれを担当する懲戒審査機関が処分対象となった行為を審査し処分内容を決断するに際しては、各機関の間で如何に統一的な基準を定めて衡平性を確保するかが問題となる。さらにこれに加え、処分の前提となるこの間の「事件解明の遅れ」に関する検証作業はごく限られた教員役職者を中心に行われ、その検証結果は、懲戒審査機関たる教授会を構成するはずの多数の教員には開示されていない。したがって、もし現行規定にしたがって懲戒審査機関を機能させるためには、情報ギャップを解消するためにもなおのこと十分な時間が保障されなければならない。また、現行規定には理事長および学部長以外の理事についての処分についての定めはない。もちろん、理事会決定による何らかの勧告と該当者の自発的な行為（辞任や、俸給の返上など）は十分あり得る。ただその場合、現在の理事会メンバーの大半が 2009 年 12 月当時の理事であったため、多くの理事にとっては自らに対する「処分」を決めることになる以上、その内容の妥当性ないし他との衡平性が厳しく問われることになる。

懲戒審査に関する現行の規定に基づいた場合に予想される上記の問題を回避するためには、今回は非常事態への対応として全学園レベルで特別な機関を設け、そこで事件関係者の責任と懲戒処分について審査を委ねるのが適当であろう。学外者の招聘も考慮されてよい。現在、教員に関しては学部教授会を懲戒審査機関とした現行方式の問題点が指摘され、懲戒制度の改革が具体的に検討されている。そうであれば、今回処分問題を審査するにあたり、すでに改善の必要が指摘された現行方式を維持するのは合理的とは言えない。もちろん今回の問題に特化した臨時的機関を組織するためには、学内での十分な議論と合意が必要であり、学園評議会、大学評議会等での議論を経て、新たな機関設置に関する規則の制定や懲戒に関わる現行就業規則の当該条項の効力停止など、必要な手続きを講じなければならない。早急にこれらの手続きが行われ、適切な方法で処分が行われることを求める。

関係者の処分問題を曖昧にしたままでは、学生にはもちろん広く社会に対し、真相解明の遅れについて十分な説明責任を果たすことはできない。さらに文科省からは補助金カット（現時点ですでに 2 年間計 6 億円のカットが確定）という重大な財政的圧力が加えられており、この点からも解明の遅れについての関係者処分問題を避けることはできない。

文科省に処分問題を含んだ報告書を再提出するまであまり時間的余裕はない。学園・大学当局がこれまで述べた組合の見解と提案を容れるか否かはともかく、少なくとも当局は速やかに、処分対象者となる事件関係者の範囲と責任の程度、さらに懲戒に至る手続きその他の方針の骨子を全学構成員に示し、基本的な点での合意を取り付けるべきである。

以上

春闘：回答未だ示されず

大東文化大学教職員組合連合は本年4月22日に2011年度春闘要求書を理事会宛に提出し、5月10日には第一回団体交渉（説明団交）も開催されました。ところが、未だ理事会からの回答がありません。人事課長に督促をしたところ、回答は今月13日以後、20日までの間になる見込みとの返答でした（6月8日現在）。これは、回答直後に第2回団交が開催され、一時金に関わる交渉が1回の交渉のみで妥結に至った場合に限り、一時金の6月末支給が辛うじて可能になるという日程です。しかも、そのことについて人事課長に見解を尋ねたところ、6月支給に間に合わせて交渉を開始しなければ

ならないということは念頭になかったと述べました。驚くべき学園の姿勢と言わざるをえません。

組合員のみなさまのご協力を得て、ほぼ例年通りの日程で要求書の提出にこぎつけることができたのにも関わらず、理事会側の回答の遅れが一時金支給の遅れにつながるのには絶対に避けたいところです。また、助成金半減という困難を教職員一般へのしわよせで乗り切るという姿勢が万一理事会側に見られたなら、当然ながらそれを許容することもできません。役職者手当改革に向けた理事会側による各種調整が十分な進捗を見たことが回答書に示されるのを期待しつつ、組合員のみなさまに現状をお知らせいたします。（書記局）

未払い！ 計画停電時の給与(休業補償)について

先般、アルバイト職員に対する計画停電時の給与について、ある学科事務室の職員に確認したところ、5月分の給与には振り込まれていないということだった。そこで組合側が、人事課長に確認すると、申請用紙を提出した人がいないので支払っていないという返事を得た。そこで、申請が必要であることを周知徹底したのか、重ねて問うたところ、何と周知はしていないということであった。給与に申請書が必要ということも異例だが、そのことを知らせないというのは、事実上支払いを避けていると同様である。これは、計画停電時の給与支払いを約束した組合との合意を裏切る行為に等しい。

また、この件について再度問い合わせたところ、東松山校舎のアルバイト職員だけが対象であり、実際に計画停電が実施されなかった板橋校舎の職員は含まれないということだった。だが、板橋のアルバイト職員に確認したところ、3月14日（月）は計画停電により出校しなくてよいという指示があったそうである。つまり、停電こそ無かったが、状況は同じであり、両校舎で給与の差が出ることはおかしい。組合としてはあらためて、両キャンパスの区別なく、計画停電時の給与支払いについて周知を徹底したうえで、支払う必要がある場合は誠意をもって支給することを要求する。

(Y. B)

私学助成増額請願署名にご協力を！

例年通り、本教職員組合連合は私学助成増額請願署名活動を開始しました。6月6日（月）は板橋キャンパスで、翌7日（火）には東松山キャンパスで署名活動を行いました。ご協力くださったみなさまに心から感謝申し上げます。

本学における今回の署名活動には例年以上の特別な意味があります。環境創造学部S前学部長による犯罪行為とそれに関わる本学園の対応の不適切さは、助成金半額カットという結果を招きました。しかし、その本学のキャンパスでこそ、学生の経済負担軽減と、公共財としての私学への正当な評価を求める継続的なこの署名活動を途絶させてはならない、と私たちは考え署名活動に踏み切りました。

6日（月）、署名ブースで署名を終えたある学生から、私たちはこんなことばをもらいました。「でも、うちは、今年、（助成金を）減らされたんでしょ？ この署名で、すぐにぼくらの学費が減るってわけじゃないんですね。」学生は、淡々とつぶやき、穏やかに澄んだ目で私たちを一瞬見つめてからそっと目をそらし、去っていきました。私はたじろがずにはいられませんでした。

彼の心にあるのは何なのか、私たちは考えないわけにはいきません。必ずしも自らの利益に直結しなくても、たとえささやかでも、現状を変えるためにできることをする、そして、本学を「うち」と呼ぶ、この学生に、私たちはどうこたえたらいいのでしょうか。今の悲しみと悔しさと憤ろしさを乗り越えて、私たちの誰もがあの学生のまっすぐな優しいまなざしを受けとめ、微笑みを交わし合えるようなときは迎えられるのでしょうか。

今私たちにできるのは、複雑な思いなどというありきたりのことばで片付けることを許されないこの思いを抱えたまま、こんな学生たちに向き合い、寄り添うことです。何ともつらいことではありますが、希望を育むことをやめてはいけない、と自らに言い聞かせながら、呼びかけ語り合うことのはずです。

環境創造学部S前学部長の犯罪行為に関わる本学の対応が、決して不徹底に終わることのないよう切に願いつつ、私たちは署名の呼びかけをします。どうぞあなたの一筆をお寄せください。(R.M.)